平成２２年（フ）第６９８４号
大阪市東成区大今里南６丁目16番20―303号
債務者　梁本好子こと　文　　好子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７００７号
大阪府茨木市真砂１丁目15番24号
債務者　東出　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０５１号
大阪市此花区伝法６丁目３番４―1011号
債務者　廣野　昭二
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１０２号
大阪府豊中市庄内西町１丁目２番10号
債務者　小阪　一男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１１５号
大阪府東大阪市荒本新町３番４号セイコウビル201
債務者　濱名　信介
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１２１号
大阪市城東区森之宮２丁目９番1802号
債務者　辻中　政夫
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１２２号
大阪市東淀川区相川３丁目15番１号　第２浜本ビル403号
債務者　濱田　眞助
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４５号
住居所不定、申立時の住所堺市東区南野田384番地４　イーグル南野田102号
債務者　大滝　　賢
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２２号
堺市中区深阪2522番地４　ユーロハイツ泉北深阪
債務者　笹島　運召
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１４号
大阪府河内長野市大矢船西町２番４―212号
債務者　松本　有加
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１７２号
大阪府柏原市太平寺１丁目５番21号
債務者　ナギサコレクションこと　藤井みどり
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３３４号
堺市堺区新在家町東４丁１番17号　ロイヤルヘルツ101号
債務者　寺園　睦美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
長崎県長崎市古川町５番21号
債務者　吉田　結子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
埼玉県比企郡小川町大字木部220番地20
債務者　根岸　芳幸
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３６１号
埼玉県本庄市児玉町長沖293番地４　飯島アパート３号棟
債務者　奥畑　和子（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７２号
埼玉県比企郡滑川町大字山田2673番地３
債務者　福田　松次
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４０６号
埼玉県東松山市五領町14番地　県営五領団地２―301
債務者　永森　牧子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４４号
新潟県村上市岩船北浜町２番39号
債務者　佐久間惠美子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部